

都市・環境常任委員会

(平成25年5月14日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。

それでは、都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

本日は、議案第44号四日市市下水道事業運営委員会条例の一部改正についてが議題でございます。

議案第44号 四日市市下水道事業運営委員会条例の一部改正について

諸岡 覚委員長

通常ですと理事者から詳しいご説明をいただくところでございますけれども、本日は、先ほど市長から説明がありました、そして皆様も趣旨はもうご存じかと思いますので、理事者の説明は割愛させていただきます、質疑から入ってまいります。

ご質疑がございます方はお願いいたします。

川村幸康委員

委員会運営はそれでいいんやけど、議事録は、あれは残しておかんでもいいの。いいのかな。

議事録には、割愛を運用するというと、多分メモリーで残す、説明は入れておかんと。

諸岡 覚委員長

そのとおりです。私がちょっと先走りましたので、理事者からのご説明をお願いいたします。極力簡潔にお願いします。

お願いします。

久志本経営企画課長

経営企画課長の久志本です。よろしく申し上げます。

資料、3枚ございます。まず、議案第44号の資料、それから議案資料、それから下水道運営委員会についてという委員会資料がございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第44号の資料をよろしく申し上げます。

議員政策研究会において、各種委員会、審議会等への参画のあり方を検討いただいた結果、四日市市下水道事業運営委員会について、委員のうち市議会の議員3人以内を削除させていただくことになり、下の表のとおり委員数を10人以内から7人以内とする改正をさせていただきますものです。

続きまして、3番目の下水道運営委員会についてという資料をごらんください。

下水道運営委員会について簡単に説明させていただきます。

設置日は平成15年6月1日、条例施行、同7月1日、委員会を発足しております。設置目的及び所掌事項は、本市の下水道の事業を円滑に運営し、その普及促進を図るため本委員会を設置します。本委員会は、下水道事業に関し必要な事項について市長の諮問に応じ調査、審議し、または市長に意見を申し出ることができます。委員構成は先ほどのご説明のとおりです。それから、4番目の活動内容ですが、下水道の経営状況の報告をもとに未接続対策、経営改善の提案、下水道事業のあり方について審議し、下水道使用料の改定方針について、下水道使用料の改定についてなどの答申を出していただいております。

平成23年度は、上記答申に基づいて料金改定の検討を行うに当たり、運営委員会を開催し、使用料の改定を行わないこととなりました。上記の答申では、料金改定について3年ごとに検討し、検討結果を下水道運営委員会に報告することとなっています。今後も3年ごとに料金改定について検討し、報告させていただきます。

以上、説明を終わります。

諸岡 覚委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

質疑に移ります。

ご質疑がございます方は、挙手の上、ご発言ください。

川村幸康委員

議会で、これ、合意したことです。異論、反論はないんですけども、そうするとこの下水道の運営委員会で過去に議員が出て、下水料改定を一度行っていますよね。あのときの手続でいくと、私らはあのときにあっと思ったのは、下水道の運営委員会で料金改

定のことは報告がなされ、答申が出されて、そのままそれが常任委員会にも諮られて、そのとき、下水道運営委員会に出たことによって諮られてなったという形の中で、市議会議員が3名参画して、委員長も市議会議員、この都市・環境常任委員会から出ていましたやんか。

それで、何となくですけど、異論、反論が出しにくい状況で議決されていったという状況があったことを踏まえると、今後、下水道運営委員会が下がることによって市民に直接影響する料金改定の方針なり答申が出るわけですから、ここらの行政側の考え方としてどうという物の見方、考え方になるのかなと。

要は、もう一度市議会に同じような報告をするという程度なのか、運営委員会が出された答申は、市長は尊重するという話と議会で議決していくここの委員会の立つ位置というか、そこはどういうふうに行行政側は、市議会はこれに参画しないということで、別のところでチェックをしたいということにしたんですけれども、どういうふうな考え方になるのか。

塚田上下水道事業管理者

今、考えておりますのは、運営委員会を開いたとして、その運営委員会の報告、それはこの都市・環境委員会の協議会の場において報告をさせていただきたい。そして、報告をした後、いろんな質疑とかを受けまして、その質疑をまた次回の運営委員会に反映していくというか、運営委員会の中でもってまた議論をしてもらう。そして、当然、料金値上げということになれば、丁寧な説明を議会側にしていく必要がありますし、当然、議決案件ということでございますので、そういうような方法、方針で行こうかなというふうに考えております。

川村幸康委員

だから、多分、そうすると、3名削減していく中において、今度は3名じゃなくて9名で報告を受けるというんやけど、ただ、いまいち議会がこれを判断していったら、ようわからんところは、諮問機関やで、市長は、最大限、多分、運営委員会の尊重をしようんですよ。議会のほうで、ここを出してもらったときに、議会の意見がもう一度下水道の運営委員会に参加せんと報告を受けただけで、協議会で主張を挟めるということにはならんような会議体になってしまうということは当然やろうと思うわな。

逆に残ったメンバー7人からすれば、市議会はみずから出ていったんだから、報告はするけれどもその後の意志決定というところでいくと、下水道運営委員会に重きを置かれるということになるのかなと思うときに、行政側の考え方としては、いやいや、市議会では報告の旨を伝えるだけで、異論反論の余地というか、例えばこの間やと料金値上げがあったわけやな、一旦、下水道の料金の。あのときにどういう、これ、議員間討議をせなあかんところもあって、だから条例改正に当たって、例えばその辺の確認を議会運営委員会やあんなところで代替案で報告を受けるとはしたんやけれども、具体的に下水道の場合だけは料金改定が入ってくると思うんですよ、予見しておく。そのときの意志決定のところの段階が少し見えにくいのかなと思っておるもんで、だからそれをどういうふうに我々、きょうは条例改正を9人の委員で審査するのに議員間討議をちょっと、みんなはどう思っておるのかなと思って。

諸岡 党委員長

今、川村委員のほうからそういった部分についての委員間討議をしっかりとしておくべきではないかというご意見をいただきました。

それについてはそのとおりだと思いますので、皆様方のご意見も聞いていきたいと思いますが、ちょっと中断になりますけれども、今、三重テレビさんのほうから取材、録画の申し出がございましたので、皆様方にお諮りをいたします。

この取材、録画をお許しさせていただくということでご異議はございませんか。

(なし)

諸岡 党委員長

異議なしと認め、三重テレビさんに取材の許可をおろします。

では、続行していきます。

今の川村委員のご発言については、理事者からの考えを聞くというよりも委員間でのみんなの意見を聞きたいと、そういう趣旨でございましたね。

川村幸康委員

合意はしたけど、どういう代替のパターンを考えとるか。

諸岡 党委員長

それでは、それを受けまして、ご発言のある方は、挙手の上、ご発言をいただきたいと思えます。

杉浦 貴委員

下水道運営委員会が出てきた答え、答申について議員のほうはきちっと、ここの場所が主になると思いますが、そこで反対なら反対、賛成なら賛成ということできちっと意見を述べるということで、それ以上でも以下でもないというか、なかなか別に何かその場所をとれだとか、時間をとれとかいうようなことではなくて、今ある制度の中で4常任委員会、あるいは予算常任委員会もあるんだよね、そっちのほうとか、いろんな場面をとってきちっと議員の意見を述べて、反対なら反対ということできちっと言っていくということが大事で、遠慮する必要は全くないと。市長の諮問やから、これを尊重するという部分は当然市長としては出てくると思いますが、議員はそんなところに遠慮する必要はないので、きちっと意見を述べるということが大事やと。今、まさにこういう状態やと思う。

村上悦夫委員

先ほど、上下水道事業管理者の説明を聞いていると、下水道運営委員会が出した内容をもってここへ報告する、ここで協議した結果をまた下水道運営委員会に戻って協議するような説明をされましたけれども、そういう流れをつくっていきたいとおっしゃってみるんですね。

そうですね、確認ですが。

戻るということですね、ここでの意見がね。

塚田上下水道事業管理者

協議会で報告させていただきます。そして、その協議会の場で意見をいただきます。その意見を再度下水道運営委員会のほうへフィードバックして、その委員会の委員に対してどうだというような審議をしてもらおうという形になると思えます。

村上悦夫委員

では、そういう形で進んでいって答申が出たとした場合に、杉浦委員も、それから川村委員も言われました、ここでもう一度議論して、議会としての扱い方という流れをつくっていったいいんですね。

伊藤修一委員

委員が充て職が出ることについては、既に各派代表者会議のほうでこれの補完することについて議長案ということで一応報告を議長からいただいております。その内容については、先ほどから出ているように、協議会で方向を受ける、また、協議会で常任委員会の委員の判断が必要であるということであれば、もちろん議長に、また委員長のほうから答申というか、報告をいただいて、全議員でそういうふうな協議、また、報告を受ける場も持つことができるというふうなことでありますので、私としてはそういう補完制度も整っておるということで、この件については了としていきたいと思っております。

諸岡 党委員長

他によろしいですか。

三平一良委員

諮問機関なわけですから、だから議会は議会として問題を提起されたら粛々と議論をしていけばいいのかなというふうに思っておりますけど。

川村幸康委員

私もそう思っていたんですけども、過去の行政側の下水道運営委員会のあり方というか、立つ位置が、改定方針がまず出ましたと、次に改定料金の使用料のあれを決めましたと、その意志決定をしたのを当委員会に多分報告を受けたんですよ。過去の流れはね。そうすると、ここで異論、反論を言うという確認を私はとっておかなあかんと思ったんです、条例改正で。

まず、異論、反論が出ますよと。下水道運営委員会で決まったやつもそれは一応一つの案として見るだけで、そこでの意思統一決定は意志決定されておるけど、ここへ諮られるときには、それは決まったものではないということと、もう一つは、下水道の都市環境常任委員会も含めて全議員の協議の場でも必要とあれば、下水道料金の値上げとかというこ

とになれば、それは全議員にも周知を図るというようなことが約束されておるのは、議会が考えておる今回の見直し案の一つの参画を撤退するという意味じゃなくて、よりチェックを細かく、そして全議員でやっていくということを含めた条例の改定ということが理事者側のほうにも理解されておらんと、ややもすると議員もおらんようになった中でのあれでという話とは少し違うというところを私は議会としてきちっと主張というか、理事者側にも理解を入れておかなあかんのかなというところがあったもので、わざとそういう質疑をさせていただいたり。

諸岡 覚委員長

今回の条例改正の発端は、そもそも議会側の議員政策研究会から最終的には議長を通じて議員3人、今まで派遣しておったものを引かしてもらおうという申し入れを議会側からして、それを受けての条例改正という流れでございますけれども、これによって議会の声がこの委員会に反映されなくなるということではなく、今まで3人だったものが今度から議会全体でこれをしっかり見ていくよという、そういうことの意味もあると。

そして、また、これまで議員が3人入っていたことによって委員会、あるいは本会議等においても議会側がどこかそういう部分に配慮するケースがあったかもしれませんが、今後についてはそれがないので、是々非々でしっかりとこの委員会に対して、あるいは理事者側から出てきた議案に対して意見を申し添えていくと、そういった形になっていくということを理事者側におかれましてはきちんとご理解をいただいております。そういうことを当委員会としましても委員会の総意として申し添えておきます。

ということで、皆さん、よろしいでしょうか。

川村幸康委員

それと、4人と3人の市民なり学識経験の委員さんにもその旨の丁寧な説明はしていただきたいなというふうに思います。

諸岡 覚委員長

そうですね。

では、他にございますでしょうか。

(なし)

諸岡 覚委員長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に移ります。

議案第44号四日市市下水道事業運営委員会条例の一部改正について、本件を可決と決することにご異議はございませんか。

(なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決と決しました。

〔以上の経過により、議案第44号 四日市市下水道事業運営委員会条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する〕

諸岡 覚委員長

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

10 : 26 閉議